



## 生命共済制度

### 掛金の税法上のお取扱いについて

企業形態		税法上のお取扱い
法人	1.被保険者が役員のみの場合	給与所得（法基通9-3-5）
	2.被保険者が役員及び従業員の場合	全額損金算入（法基通9-3-5）
個人	1.被保険者が経営者及び生計を一とする親族の場合	生命保険料の控除（所得税法第76条）
	2.被保険者が従業員の場合	全額必要経費に算入（直審3-8）

記載の税務についてのお取扱いは一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

生命保険料控除を受ける場合は、控除証明書を送付いたしますので、当所までご連絡ください。

お問い合わせ先：川崎商工会議所 中小企業振興部（TEL：044-211-4114）

